

事務連絡  
令和6年10月10日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

## 2024年度版健康スコアリングレポートの作成について

健康保険制度の円滑な実施について、平素から格段のご尽力を賜り御礼申し上げます。

本年度の健康スコアリングレポート作成にあたっては、健康スコアリングレポートの効果検証の結果をもとに、「健康スコアリングの詳細設計に関するワーキング・グループ」により公表された別添1「2024年度健康スコアリングレポートの実施方針」（令和6年3月14日）に基づき保険者単位の健康スコアリングレポート及び事業主単位の健康スコアリングレポートを作成いたします。

事業主マスタの作成に係る留意点等について、下記のとおりお示ししますので、取組の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 令和6年度の事業主マスタについて

事業主単位のレポート作成に当たっては、各健康保険組合において、被保険者証等記号と事業主単位のレポートの作成対象とされている適用事業所との対応表である事業主マスタを作成する必要がある。

また、レポートにおいて、特定健康診査等の実施率、健康状況等の各指標、医療費を算出することや、同業態との比較をお示しするために、各適用事業所における被保険者数及び特定健康診査の対象となる被保険者数、業態分類、医療費情報の表示についての情報も併せて、事業主マスタに登録する必要がある。

##### (1) 事業主マスタ作成方法

本年度に作成する事業主マスタは、データヘルス・ポータルサイトを通して、10月11日（金）よりダウンロードすることができる。なお、本年度の事業主マスタの様式は医療費情報の表示選択やエラーチェック機能を追加しているため、前年度以前の様式は使用せず、新たにダウンロードのうえ作成すること。事業主マスタ作成の留意点については、別添2を参照すること。データヘルス・ポータルサイトにおける操作方法については、別添3を参照すること。

## (2) 事業主マスタ提出方法・締め切り

各保険者においては、事業主マスタをデータヘルス・ポータルサイト上で 11月8日（金）までに登録されたい。

## (3) 事業主マスタ作成にあたっての留意点

- ・ 令和5年度に事業主マスタを登録された各健康保険組合においても、令和6年度にも新たに事業主マスタを登録する必要がある。
- ・ 保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する情報の被保険者証等記号と事業主マスタを突合するため、法定報告の特定健康診査等の実施状況に関する情報の被保険者証等記号を正確に事業主マスタに入力していただくようお願いする。

委託により法定報告を実施している場合は、委託先のシステムベンダーにも事業主マスタに記載した被保険者証等記号について相違ないか確認されたい。

なお、法定報告と相違する被保険者証等記号を入力した場合、レポートが作成されない。そのため、事業主マスタの被保険者証等記号と法定報告の被保険者証等記号に相違がある健康保険組合については、12月頃に個別に照会を行う。

- ・ 前年度に事業主マスタを登録している場合、データヘルス・ポータルサイトの「ファイル送受信（ファイルダウンロード）」ページより前年度の事業主マスタをダウンロードし、内容を確認のうえ今年度の事業主マスタを作成すること（ダウンロード方法は別添3参照）。同一の被保険者証等記号であるにもかかわらず事業所名や業態分類コードが昨年度と異なる入力誤りが例年発生しているため作成の際は十分にご留意いただくようお願いする。
- ・ 過年度に登録がない記号を含む事業所を登録する場合は、その事業所の事業主単位のレポートにおいて当該年度の特定健診実施率等（特定健診・特定保健指導実施率及び順位、健康状況・生活習慣のスコア、医療費）の経年情報が表示されない。
- ・ 適用事業所名に常用外漢字や環境依存文字等を使用する場合、健康スコアリングレポートに疑問符等で表記される。
- ・ 事業主マスタを登録した場合であっても、登録した被保険者証等記号に該当する者が被扶養者や任意継続のみである場合は、レポートが出力されない。
- ・ 代表保険者番号とは異なる複数の保険者番号（支部等）を有する健康保険組合は、事業主マスタに複数の保険者番号を入力しなければならないため、データヘルス・ポータルサイトに掲載している事業主マスタ様式が使用できない（保険者番号の手入力を不可にしているため）。その場合においては、事業主マスタの別途対応が必要であるため、10月31日（木）までに下記照会先まで申し出ること。

## 2. 令和6年度の事業主単位レポートの変更点について

### (1) 事業主単位レポートへの医療費関連情報の追加

レポートの訴求力向上への対策として、保険者単位レポートと同様の医療費関連情

報の表示を可能とする。表示の可否については各健康保険組合にて選択することができ、事業主マスタにて登録していただく。

## (2) 事業主単位レポートの基準人数引き下げ

レポートが作成されない事業主への対策として、被保険者数 50 名未満の事業所についてもレポート出力が可能となるよう、事業主単位レポートの改修を実施した。効果検証アンケート及びヒアリングの結果と健康スコアリングの詳細設計に関するワーキンググループでの検討の結果、下限人数は 10 名とした。なお、事業主単位レポートの作成は任意であり、10 名以上の全ての事業所についてレポートを作成することは必須ではない。レポートを共有しコラボヘルスに取り組む予定の事業所について事業主マスタに登録すること、また少人数の事業所についてレポートを共有する場合は個人が特定されないよう留意すること。

## 3. 2024 年度版健康スコアリングレポート作成に使用する性・年齢階級別加入者数データについて

保険者単位のレポートに掲載している「貴組合の医療費の状況」については、各健康保険組合の性・年齢構成を考慮した上で全国平均等と比較するために、性・年齢調整を行う予定である。各健康保険組合の性・年齢階級別加入者数については、厚生労働省保険局保険課から健康保険組合連合会に対し、「年齢階級別加入者数調査」に関するデータ提供依頼を行う予定である。そのため、令和 5 年度の性・年齢階級別加入者数のデータ提供に同意しない場合は、10 月 31 日（木）までにメールにて厚生労働省保険局保険課へ連絡されたい。

なお、性・年齢階級別加入者数データについては、健康スコアリングレポートにおける性・年齢調整を行うことを目的としており、各健康保険組合の性・年齢階級別加入者数データそのものを公表することはない。

## 4. 2024 年度版健康スコアリングレポート発行スケジュールについて

令和 7 年 3 月頃に令和 5 年度の特定健康診査等の実施状況に関する情報に基づくレポート（保険者・事業主単位の 2 種類）をデータヘルス・ポータルサイトより配布する。なお、事業主単位レポートについては、事業主マスタを 11 月 8 日（金）までにデータヘルス・ポータルサイトに登録した保険者のみ発行される。

以上

<照会先>

厚生労働省 保険局 保険課

担当：横田、鶴貝、山本、岩間

TEL：03-5253-1111（内線 3173）

E-mail：dh-kenpo@mhlw.go.jp

## 2024 年度健康スコアリングレポートの実施方針

2024 年 3 月 14 日

2024 年度における健康スコアリングレポートについては、2023 年度の効果検証アンケート及び健康保険組合・企業ヒアリングにて確認された課題と対策を評価軸に沿って整理し、2023 年度健康スコアリングの詳細設計に関するワーキンググループにおいて議論された内容を踏まえ、以下の方針で実施することとする。

### (1) 対策の評価軸について

健康スコアリングレポート固有の価値や、2022 年度健康スコアリングの詳細設計に関するワーキンググループで定めた中長期方針（※）に基づき、取るべき対策の評価軸を定める。

**評価軸 1** 健康スコアリングレポートはコラボヘルスが進んでいない層をメインターゲットにしたアップデートや取組を優先する。

**評価軸 2** 健康スコアリングレポート固有の価値をより高めるためのアップデートや取組を優先する。

（※）コラボヘルスが進んでいない層の底上げに取り組むとともに、コラボヘルスが進んでいる層のニーズにも応えていく。

### (2) コラボヘルスが進んでいない層の保険者への対策

- コラボヘルスを推進するための研修事業の実施（評価軸 1）

健康課題の解決に向けた対策の立案・実行に係るノウハウを持っていないなどのコラボヘルスが進んでいない層の保険者が抱える課題に対して、事業主と健康課題を共有し、保健事業を実行するまでのノウハウを提供する。

- コラボヘルス推進の効果検証（評価軸 2）

コラボヘルスの費用対効果が不明などのコラボヘルスが進んでいない層の保険者が抱える課題に対して、コラボヘルスの実施が保健事業の実行環境に与える影響の定量分析などを行い、事業主へのコラボヘルス実施に係る訴求力を高めるための情報提供をする。

(3) コラボヘルスが進んでいる層の保険者への対策

• 健康スコアリングシステムの改修（評価軸2）

■事業主単位レポートへの医療費関連情報の追加

- レポートの訴求力向上への対策として、保険者単位レポートと同様の医療費関連情報を追加する。

■事業主単位レポートの基準人数引き下げ

- レポートが作成されない事業主への対策として、被保険者数50名未満の事業所にもレポート出力が可能となるよう、事業主単位レポートを改修する。なお、保険者向けアンケート及びヒアリングの結果と健康スコアリングの詳細設計に関するワーキンググループでの検討の結果、下限人数は10名とする。

■健康スコアリングレポートのローデータの提供

- レポートの訴求力向上への対策として、健康スコアリングレポートのローデータをレポートと合わせてデータヘルスポータルサイトに格納する。

以上

# 事業主マスタ作成の留意点

事業主単位の健康スコアリングレポート作成に際し、事業主マスタの作成が必要となります。  
事業主マスタを作成するに当たっての留意点をまとめましたのでご参照いただけますと幸いです。

## 「事業所と記号が1対1で紐付いているケース」

### ◆各事業所の被保険者の特定健診対象者数が10名以上の場合

→各事業所ごとに、事業主マスタへ入力してください。



#### 事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号	④適用事業所の被保険者数 (70歳未満)	⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数 (40~74歳)	⑥適用事業所の業態分類コード	⑦医療費情報の表示 1:する、2:しない
123456	A事業所	100	130	120	1	1
123456	B事業所	101	75	50	2	2
123456	C事業所	102	25	10	3	1

### ◆各事業所の被保険者の特定健診対象者数が10名未満の場合 (1枚のレポートとして作成)

→「②適用事業所名」「⑥業態分類」「⑦医療費情報の表示」は、いずれかに揃えて入力してください。



#### 事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号	④適用事業所の被保険者数 (70歳未満)	⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数 (40~74歳)	⑥適用事業所の業態分類コード	⑦医療費情報の表示 1:する、2:しない
123456	C事業所	102	10	5	1	1
123456	C事業所	103	20	8	1	1
123456	C事業所	104	15	7	1	1

## ≪複数の事業所・記号が紐付いているケース≫

### ◆一つの事業所に複数の記号が紐付いている場合（1枚のレポートとして作成）

→記号ごとに、「④被保険者数」「⑤特定健康診査の対象となる被保険者数」を入力してください。また、「②適用事業所名」「⑥業態分類コード」「⑦医療費情報の表示」はいずれかに揃えて入力してください。



#### 事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号	④適用事業所の被保険者数 (70歳未満)	⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数 (40~74歳)	⑥適用事業所の業態分類コード	⑦医療費情報の表示 1:する、2:しない
123456	F事業所	105	120	70	1	1
123456	F事業所	106	100	50	1	1

### ◆一つの事業所に複数の記号が紐付いている場合（複数枚のレポートとして作成）

→記号ごとに、「④被保険者数」「⑤特定健康診査の対象となる被保険者数」を入力してください。「②適用事業所名」をユニークな名称にすることで別レポートとして出力されます。



#### 事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号	④適用事業所の被保険者数 (70歳未満)	⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数 (40~74歳)	⑥適用事業所の業態分類コード	⑦医療費情報の表示 1:する、2:しない
123456	F事業所 (1)	105	120	70	1	1
123456	F事業所 (2)	106	100	50	1	2

## ≪複数の事業所・記号が紐付いているケース≫

### ◆複数の事業所に一つの記号が紐付いている場合

→G事業所、H事業所ごとのレポートを作成はできませんが、両事業所合算のレポートを作成することは可能です。

「②適用事業所名」「⑥業態分類」「⑦医療費情報の表示」は、いずれかの事業所に揃えて入力してください。「④被保険者数」「⑤特定健康診査の対象となる被保険者数」は、G事業所とH事業所の合計値を入力してください。



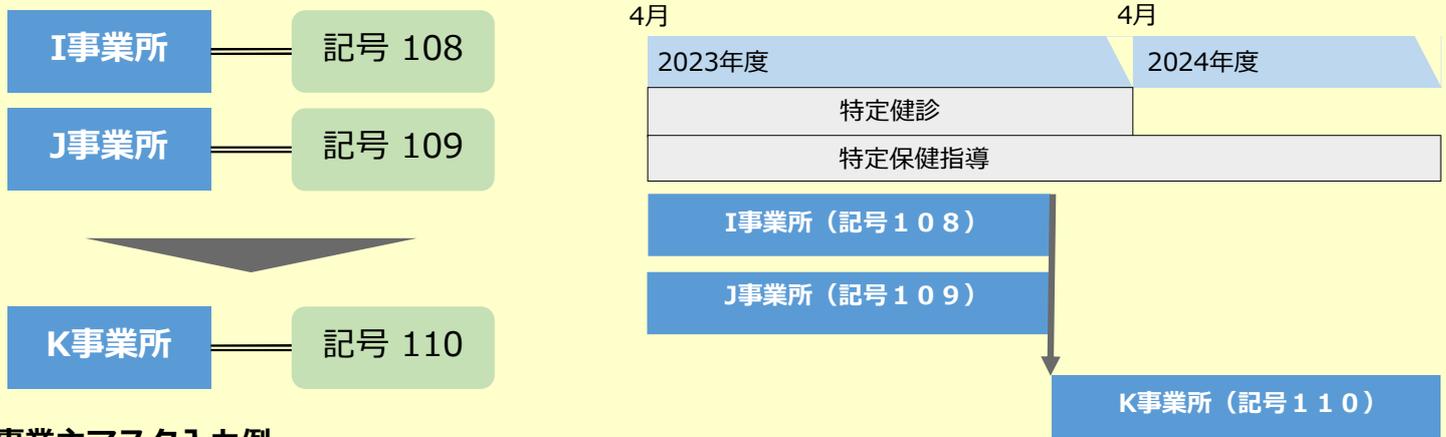
### 事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号	④適用事業所の被保険者数 (70歳未満)	⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数 (40~74歳)	⑥適用事業所の業態分類コード	⑦医療費情報の表示 1:する、2:しない
123456	G事業所	107	500	200	1	1

## 「事業所の合併・吸収があるケース」

### ◆ 2つの事業所を新たな事業所として合併する場合

→ 「②適用事業所名」は、新たな事業所名で入力してください。「⑥業態分類コード」「⑦医療費情報の表示」においても揃えて入力してください。



#### 事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号	④適用事業所の被保険者数 (70歳未満)	⑤適用事業所における 特定健康診査の対象 となる被保険者数 (40~74歳)	⑥適用事業所の 業態分類コード	⑦医療費情報の表示 1:する、2:しない
123456	K事業所	108	200	60	1	1
123456	K事業所	109	100	70	1	1
123456	K事務所	110	0	0	1	1

### ◆ 既存の事業所を吸収合併する場合

→ 「②適用事業所名」は、吸収元の事業所名で入力してください。「⑥業態分類コード」「⑦医療費情報の表示」においても揃えて入力してください。



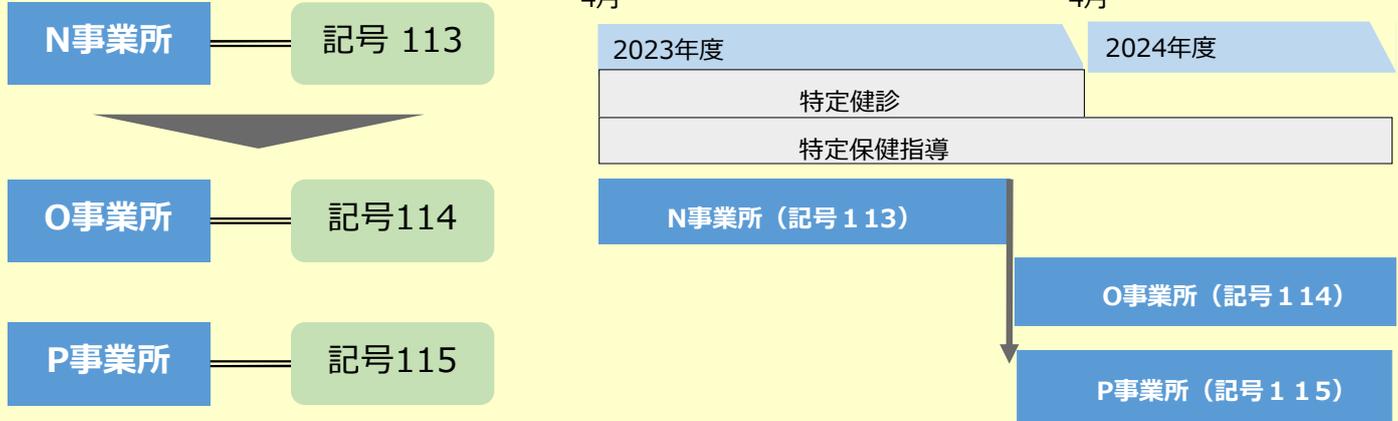
#### 事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号	④適用事業所の被保険者数 (70歳未満)	⑤適用事業所における 特定健康診査の対象 となる被保険者数 (40~74歳)	⑥適用事業所の 業態分類コード	⑦医療費情報の表示 1:する、2:しない
123456	L事業所	111	500	200	1	1
123456	L事業所	112	200	100	1	1

## 「事業所の合併等」

### ◆新たに2つの事業所に分社化する場合

→記号「113」の特定健診等データが、O事業所かP事業所のどちらに属するか区別できないため、分社化した後の事業所ごとのレポートは作成不可だが、まとめて作成することは可能です。「②適用事業所名」「⑥業態分類」「⑦医療費情報の表示」は、いずれかの事業所に揃えて入力してください。

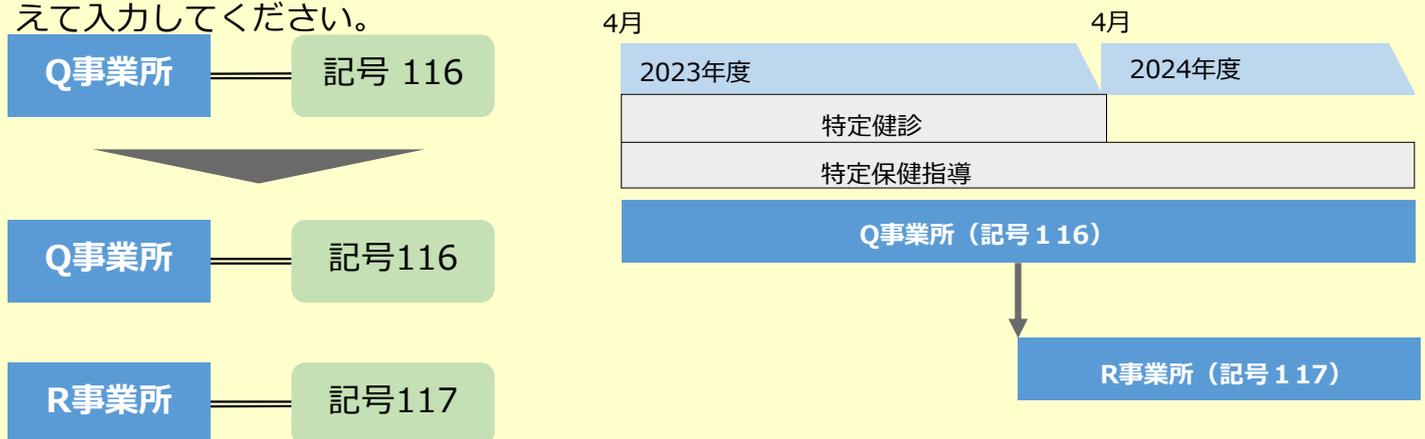


#### 事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号	④適用事業所の被保険者数 (70歳未満)	⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数 (40~74歳)	⑥適用事業所の業態分類コード	⑦医療費情報の表示 1:する、2:しない
123456	O事業所	113	500	300	1	1
123456	O事業所	114	0	0	1	1
123456	O事業所	115	0	0	1	1

### ◆2つの事業所に分社化する場合

→記号「116」の特定健診等データが、Q事業所かR事業所のどちらに属するか区別できないため、分社化した後の事業所ごとのレポートは作成不可だが、まとめて作成することは可能です。「②適用事業所名」「⑥業態分類」「⑦医療費情報の表示」は、いずれかの事業所に揃えて入力してください。



#### 事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号	④適用事業所の被保険者数 (70歳未満)	⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数 (40~74歳)	⑥適用事業所の業態分類コード	⑦医療費情報の表示 1:する、2:しない
123456	Q事業所	116	500	200	1	1
123456	Q事業所	117	0	0	1	1

## 「レポートが作成できない事例」

### ◆記号の前に0がついているケース

→本来の記号「118」に対し事業主マスタで「0118」と登録された場合、事業主マスタと法定報告データの紐付けが行われず、事業主レポートが作成されません。

S事業所

記号 118

不一致

#### 事業主マスタ入力誤り例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号	④適用事業所の被保険者数 (70歳未満)	⑤適用事業所における 特定健康診査の対象 となる被保険者数 (40~74歳)	⑥適用事業所の 業態分類コード	⑦医療費情報の表示 1:する、2:しない
123456	S事業所	0118	130	120	1	1

## 事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理画面へのアクセス方法

データヘルス・ポータルサイトへ自組合のコード、ログイン ID、パスワードでログインしてください（図 1）。

図 1 データヘルス・ポータルサイトにログインする

ログイン後、画面上部に表示される「事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理」をクリックしてください（図 2）。事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理画面のページが開きます。

図 2 事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理画面を開く

事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理画面より、「ポータルサイトへの登録用事業主マスタ（様式）」がダウンロードできます（図 3）。ダウンロードした①事業主マスタ（Excel）、②事業主マスタ登録専用マクロ（Excel マクロ）を用いて、「登録用事業主マスタ（zip ファイル）」を作成してください。事業主マスタの詳しい作成方法は、③事業主マスタ作成マニュアル（PDF）をご参照ください。

この登録用事業主マスタ（様式）は、今回の登録用に新しいファイルを準備しておりますので、最新版をダウンロードし、それらを用いてファイルの作成、登録作業を行ってください。

The screenshot shows the 'Data Health Portal' website. The main navigation bar includes links for '登録情報の変更', 'アンケート', 'eラーニング管理', 'アカウント管理', 'ID管理', 'データ出力', 'ファイル送受信', and 'ログアウト'. Below this, there are sub-links for '補助金等申請', '事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理', '概要', 'データヘルス計画作成/評価および見直し支援ツール', 'データヘルス大学', and 'データヘルスライブラリー'. The page title is '事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理'. A section titled '健康スコアリングレポートについて' contains introductory text and a list of links under 'マニュアル' and '事務連絡'. A section titled 'ポータルサイトへの登録用事業主マスタ（様式）' contains a list of download links, with '事業主マスタ（Excel）', '事業主マスタ登録専用マクロ（Excelマクロ）', and '事業主マスタ作成マニュアル（PDF）' highlighted by a blue box and a red arrow pointing to the word 'クリック' (Click).

図 3 ポータルサイトへの登録用事業主マスタ（様式）のダウンロード

## 前年度に登録した事業主マスタのダウンロード方法

データヘルス・ポータルサイトへログイン後、画面上部に表示される「ファイル送受信」をクリックしてください（図 4）。ファイル送受信（ファイルダウンロード）ページが開きます。



図 4 ファイル送受信（ファイルダウンロード）ページを開く

ファイル名「XXXXX\_2023 年度版（2022 年度実績分）事業主マスタ.xlsx」（XXXXX は組合コード）のファイルをダウンロードし、ハードディスク（デスクトップなど）に保存します（図 5）。

なお、前年度に事業主マスタを登録していない場合、ファイル送受信（ファイルダウンロード）ページには何も表示されません。

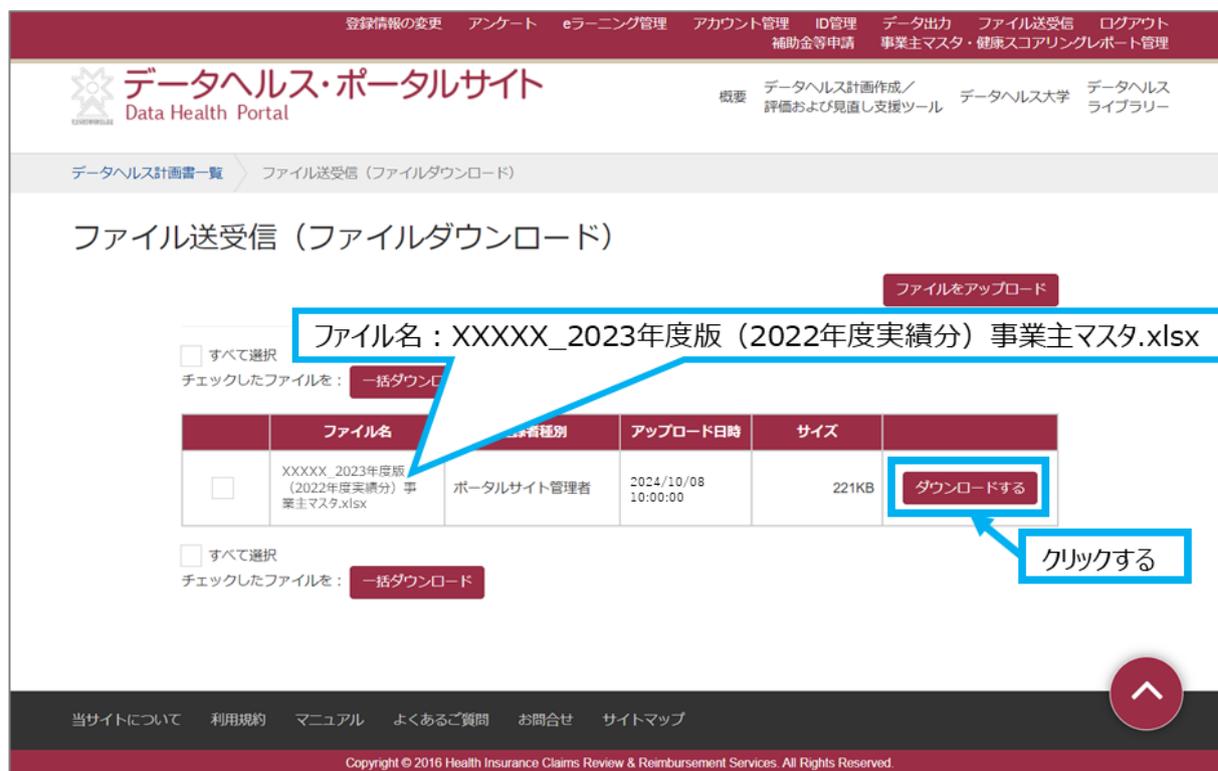


図 5 前年度に登録した事業主マスタのダウンロード